

道産食品独自認証制度運営委員会設置要領

第1 目的

北海道の豊かな自然環境や高い生産技術を活かして生産される、安全で優れた道産食品を認証し、道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図ることを目的として実施する道産食品独自認証制度について、制度の適切な運営を図るため、本委員会を設置する。

第2 付議事項

委員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1 制度の運営に関する事
- 2 認証品目及び認証基準に関する事
- 3 その他必要な事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員8名以内で組織する。
- 2 委員会は、委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員が互選する。

第4 任期

委員の任期は1年とする。

第5 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、農政部食の安全推進局食品政策課において処理する。

第7 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

平成16年8月26日一部改正

平成17年6月13日一部改正

平成18年4月24日一部改正

平成18年6月12日一部改正

平成18年8月11日一部改正